

事業所から出る資源とごみ

Business resources and garbage

事業系の資源とごみ

- 事業活動によって発生する資源とごみは、排出する事業者が自らの責任において適正に処理することが法律で定められています。許可業者に収集・運搬・処理を委託してください。(自ら運搬し、処理施設に持ち込む場合は、事前に豊島清掃事務所へご相談ください。)
- 許可業者をお探しの方は、不動産管理会社やビルのテナントへ相談するか、下記の紹介先へお問い合わせください。許可業者に収集運搬を委託する場合、分別方法が区の収集に出す場合とは異なります。また、事業所から出る粗大ごみ(一边が30cmを超えるもの)は区では受け付けておりません。

事業系の資源・ごみ処理業者の紹介先

- 東京都環境衛生事業協同組合豊島支部 ☎ 03-3983-5558
- 一般社団法人東京都産業資源循環協会 ☎ 03-5283-5455
- 東京廃棄物事業協同組合(産業廃棄物) ☎ 03-3232-6249

About businesses that can use the city's collection

区の収集を利用できる事業者について

- 事業系の資源とごみについて、区の収集が利用できるのは1日の排出量が10kg未満でこれまでに区の収集を利用されている事業者のみとなります。
- 新規に事業所を開設する場合や一度民間業者に委託した場合は、原則として区の収集を利用することはできません。**上記「事業系の資源とごみ」に記載のとおり対応してください。

If you are a ward collection user and your store and residence are in the same building

区の収集利用で店舗と住宅が同じ建物内にある場合

- 家庭ごみと事業系ごみを分けて出してください。事業活動に伴って出た資源とごみについては、必ず事業系有料ごみ処理券を貼って出してください。

住まいと店から出るごみは分けて出してください。



- ※事業系有料ごみ処理券は容器または袋の容量に応じて貼ってください。
- ※適正に事業系有料ごみ処理券が貼られていない場合は収集できません。

About business toll garbage disposal tickets

事業系有料ごみ処理券について

- 現在、区の収集に出している場合は、区が決めた資源とごみの出し方を守り、容器または袋の容量に応じた、豊島区の事業系有料ごみ処理券を貼って出してください。
- 事業系有料ごみ処理券は区によって違います。必ず豊島区の券を購入してください。
- 区内の販売協力店、コンビニエンスストア、スーパーマーケット等でお求めください。
※ホームページに取扱所一覧があります。



券種	料金
10ℓ券(1セット10枚)	870円
20ℓ券(1セット10枚)	1,740円
45ℓ券(1セット10枚)	3,910円
70ℓ券(1セット5枚)	3,045円

※令和5年10月料金改定

※旧料金の事業系有料ごみ処理券は、新料金との差額をお支払い頂くと、同券種・同枚数の新券を1枚単位で販売できる場合があります。詳しくは、ごみ減量推進課までお問合せください。

How to paste business-side garbage disposal tickets when resources are issued

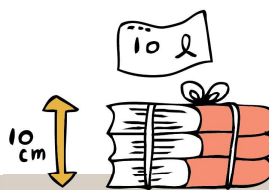
資源を出すときの事業系有料ごみ処理券の貼り方

- びん、かん、ペットボトル
牛乳パック、厚紙製の箱、包装紙
プラスチック



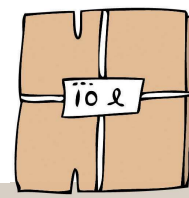
品目ごとに分別して袋に入れ、袋の大きさに応じた事業系有料ごみ処理券を貼って出してください

- 新聞・雑誌



高さ10cmにつき10ℓ券1枚を貼って出してください(新聞は4つ折りA4サイズ)

- 段ボール



2枚につき10ℓ券1枚を貼って出してください

- ※蛍光灯は5本につき10ℓ券を1枚
- ※一斗缶は1個につき10ℓ券を1枚